

新図書館建設へ向けて！

## 新智頭図書館設計者選定審査で

### 最優秀者・優秀者が決定しました！

#### ◆新図書館の設計者

##### 選定へ

現在、平成32年の新図書館開館を目指し、新図書館建設事業を進めています。

新図書館の設計者選定については公募型プロポーザル方式を採用し、5月に6人の審査委員による審査委員会を設置しました。

その後、新図書館への企画提案を公募したところ、34者からの応募がありました。

6月24日(日)の第1回審査委員会で書類審査を行い、2次審査でヒアリングを求める4者を決定しました。



#### ◆公開ヒアリング審査

##### 開催！

7月1日(日)、総合センターで、新図書館の設計者を選定するための公開ヒアリング審査を開催し、1次審査を通過した4者から、新しい図書館について企画提案がありました。

これまでワークショップやパブリックコメントを通じて、住民の皆さんからいただいた意見や提案が「基本構想」「基本計画」にまとめられています。その住民の願いを実現するため、各提案者から異なる視点でそれぞれ魅力ある提案の発表があり、約70人の傍聴者が新しい図書館へのイメージをふくらませました。



<企画提案説明>



<審査委員>

#### ◆最優秀者・

### 優秀者決定！

公開ヒアリング終了後、審査委員による最終選考会で、最優秀者と優秀者を決定しました。

#### 【最優秀者】

株式会社 徳岡設計

#### 【優秀者】

株式会社 スターパイロッツ

最優秀者の企画提案は、「基本構想」「基本計画」に沿ったものであり、住民の思いが形や空間となつて実感できる設計方針が高く評価されました。今後、住民の主体性を重んじ、町民と深いかわりを持ちながら、智頭らしい新図書館づくりを目指していただくことが期待されます。

この結果および講評については、智頭町ホームページの新智頭図書館整備事業に掲載いたしますのでご覧ください。

今後、設計者を交えて住民ワークショップを開催し、住民の皆さんとともに、図書館づくりを進めていきます。

**8月から受付が始まります  
各認定証の更新をお忘れなく！**

国民健康保険（国保）加入者で「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」を持っている人は、更新手続きが必要です。

各認定証の有効期限は、7月31日となっております。新たに交付を希望する人や、更新を希望する人は、8月から受付を開始しますので、福祉課へ申請してください。

申請に必要なもの

- ・国保の保険証
- ・印かん（認め印可）
- ・対象者と世帯主の個人番号
- ・届出人の本人確認書類

所得申告をしていますか？

所得申告等が必要な人が未申告の場合、自己負担限度額が実際より高くなる可能性があります。必ず役場税務住民課へ申告してください。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 平成29年 8 月 1 日			
記号	****	番号	****
世帯主	住所	鳥取県八頭郡智頭町 大字*****	
	氏名	***** *** **	性別 *
対象者	氏名	***** *** **	性別 *
	生年月日	***年**月*日	
発効期日	平成29年 8 月 1 日		
有効期限	平成30年 7 月 31 日		
適用区分	区分 X		
長期入院 該当年月日	年 月 日	保 者	険 印
保険者番号並 ひこ保険者の 名称及び印	310615 鳥取県八頭郡智頭町 大字智頭2072-1 智頭町		

▲有効期限を確認してください新しい認定証は8月1日以降でなければ発行できません。

●平成30年8月から70歳以上の高額療養費限度額に改正があります

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ※ 4回目以降 140,100円	
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ※ 4回目以降 93,000円	
	Ⅰ (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※ 4回目以降 44,400円	
一般 (課税所得 145万円未満等)		18,000円	57,600円 ※ 4回目以降 44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※過去12ヶ月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降。

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101